

令和 7 年度市民カメラマン募集内容

- 委嘱期間 令和 7 年 4 月 1 5 日（火）～令和 8 年 3 月 3 1 日（火）
- 活動内容 市に関連する写真の撮影および提供、または自身の SNS への投稿
※市が発行する印刷物や公式 SNS など（広報紙、ポスター、チラシ、ホームページ、Instagram など）に使用します。
- 募集期間 令和 7 年 3 月 1 0 日（月）～令和 7 年 3 月 3 1 日（月）
- 謝 礼 年額 1 万円（翌年度 4 月に口座振込）
※提出いただいた口座振込依頼書に記入の口座へ振り込みます。
※活動の実績がない場合、謝礼金は支給されません。
- 著作権 宮若市に提供した写真および映像にかかる著作権（著作権法第 2 7 条および 2 8 条の権利を含む）は、全て宮若市に移転します。

宮若市に提供した写真および映像にかかる著作権者人格権は行使しないことをご承諾いただきます。
※就任時に提出いただく承諾書にてご誓約いただきます。市民カメラマンの写真を長期間活用し、宮若市の魅力を映像で市民・全国・世界に広報していくためには、全ての著作権の移転が必要となるため、このような著作権の取り扱いとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

※個人が所属する展覧会などへの出展や個人が運営するホームページの掲載は可能です。ただし、次に掲げるものには使用できません。
（1）著作権の移動を条件としたもの
（2）営利を目的としたもの

※市が発行する印刷物などに使用する場合、できるだけ撮影者の名前または活動名を明記します。
（例）令和 7 年度市民カメラマン〇〇さん

- 機 材 カメラ等撮影に関する機材は、各自でご用意ください。
※撮影時の機材の故障や怪我などの補償はできません。
- その他 ・活動時には必要に応じて腕章（貸与）を着用してください。ただし、写真撮影にあたり特別な権利を付与するものではありません。特にイベントの際などはその場のルールに従って撮影するように、ご注意ください。
・被写体が人物や飲食店などの場合は、身分証や名刺などを提示の上、ご本人(被写体)の承諾を得ることに努めてください。また、被写体が未成年の場合は、親権者の承諾が必要です。